



鳥取県公報

令和8年2月24日（火）
第9767号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	都市計画事業の事業計画の変更の認可（80）（水環境保全課）	2
	公共測量の実施（81）（県土総務課）	2
	公共測量の終了（3件）（82～84）（〃）	2

告 示

鳥取県告示第80号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年2月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
八頭町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
八頭中央都市計画下水道事業 八頭町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成3年3月22日から令和14年3月31日まで
(変更前 平成3年3月22日から令和7年3月31日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鳥取県告示第81号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年2月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業期間 令和8年2月4日から同年3月19日まで
- 3 作業地域 西伯郡伯耆町久古

鳥取県告示第82号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県東部農林事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年2月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 八頭郡八頭町奥谷
- 3 終了年月日 令和7年7月14日

鳥取県告示第83号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県東部農林事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年2月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 八頭郡八頭町山上
- 3 終了年月日 令和7年8月18日

鳥取県告示第84号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県東部農林事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年2月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 八頭郡八頭町奥谷
- 3 終了年月日 令和7年11月18日